

専修学校の学校評価ガイドラインの改正等に係る提言について

(1 ページ)

1. 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

① 現行の「学校評価ガイドライン」と自己点検評価

→ガイドラインの定着と実施率の増加、ただし 93%に留まる。

② ガイドライン改正の必要性

→「評価の充実や外部の識見を有する者による評価など……、見直しが必要」

令和 6 年 1 月 24 日（協力者会議まとめ「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」

→現ガイドラインは、策定から 11 年。新たな諸制度への対応が必要

→学校教育法の改正に対応

- ・ 専門課程 自己点検評価を義務化
- ・ 同 「外部も識見を有する者による評価」を努力義務化

③ 改正に当たっての留意点（i）

→中教審における大学等の認証評価制度見直しの動き

→専修学校における各養成施設等の規則における評価・監査活動への対応

→評価業務の学校への負担を配慮→評価項目の重点化を検討

④ 改正に当たっての留意点（ii）

→専門課程は新たに学校教育法 132 条の 2 に規定される。

→高等課程、一般課程は従来通り 42 のまま

(2 ページ)

⑤ 留意点による改正ガイドラインの構成

→「情報提供等への取組みに関するガイドライン」は現行ガイドラインから削除

→専門課程と高等課程の学校評価の規程条項が異なることになるため、ガイドラインははじめに 専修学校の質保証・向上と学校評価

第 1 部 専門学校の学校評価

第 2 部 高等専修学校の学校評価

第 3 部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

→一般課程は、改正ガイドライン冒頭文書において、専門課程、高等課程の内容を参考にそれぞれが自己点検評価を実施、と記載

⑥用語について

- 現ガイドラインでは自己評価という用語が使われている。改正ガイドラインでは自己点検評価とし、第三者評価および学校関係者評価はそのまま使用
- 「中長期的な計画」「中期的な計画」は、「中期事業計画」に

(3 ページ)

⑦評価項目について

- 自己点検評価及び外部の識見を有する者による評価の評価項目はガイドラインで示す。
(学校教育法公布文書)
- 大学と同等の項目
- 学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

2. はじめに

- ①教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的改善を図るための自律的な質保証への取り組みが重要
- ②関連法令遵守、設定される評価基準への適合性に加え、自ら設定する成果の達成や関連業界、地域のニーズの充足も質保証の重要な取り組み
- ③学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段
- ④社会との連携と強化。とりわけ育成する人材に関連した業界との教育課程編成等における連携は職業教育のマネジメントの中核を成すものである。
- ⑤学校評価の実施においても、専修学校団体、職能団体、企業・関係施設、の参画等、連携が重要となる。

(4 ページ)

⑥社会の信頼を得るため、自己点検評価及び第三者評価結果の公表が必要

⑦「専修学校が自律的に取り組む教育改善のしくみ」(図)

- 職業教育のマネジメントにおいて重要な中期事業計画(5年)は、第三者評価に基づく改善のPDCAサイクルと同期をとることでより実効あるものとなる。その際、毎年の自己点検評価も短期事業計画と関連付けることによって、成果等を確認し、事業の優先順位等や予算等、中期事業計画の修正を行っていくことができる。

1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「現ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成 25 年 3 月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成 25 年度 66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和 5 年度には 93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

一方、現ガイドラインについては、令和 6 年 1 月 24 日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という。)のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から 11 年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和 6 年 6 月 14 日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「外部の識見を有する者の評価」という。)を受け、その結果を公表するように努める、こととされ、令和 8 年 4 月 1 日施行に向けた具体的な対応について示すことが必要になってきている。

対応の検討にあたっては、大学等では、機関による認証評価制度が導入されているが、費用や業務量の面で大学等の負担となっていると言われており、評価疲れといった指摘もある中で、中央教育審議会でも当該制度を見直す必要性が示されている。また、専修学校においては、学校法人制度や各養成指定施設等の規則等において評価・監査的活動が設定されている場合もある。

評価に係る業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、費用対効果も意識し、評価項目の重点化等を行い、学校評価を実施するにあたっての評価項目等については、基本的に踏まえなければならない事項を示すものとする。

■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。現ガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が求められるとでも指摘している。

また、現ガイドラインにある「情報提供等への取組みに関するガイドライン」については学校評価との関連性はあるものの、独立したガイドラインを有することから改正ガイドラインから除くことが適切である。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考える。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

なお、一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、実施方法においてそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組むことについて改正ガイドラインの冒頭文書に記述する必要がある。

■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、今回の改正により大学と同等の項目で行うこととされていたため、現ガイドラインを踏まえつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

なお、第三者評価においては、自己点検評価の項目等及び結果を踏まえて行われるものとする。

2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

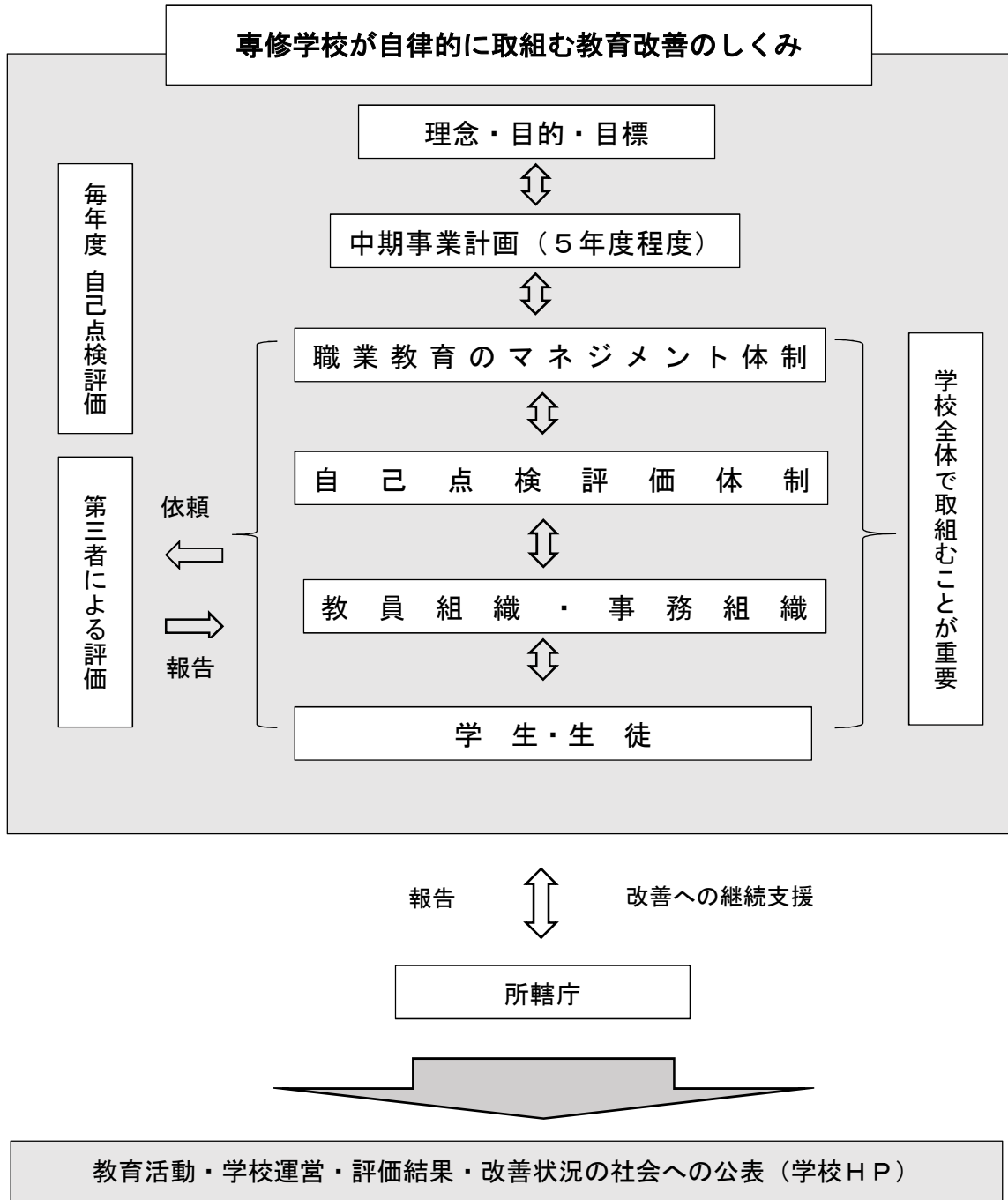
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



〔専門学校自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例〕

注) 職業実践専門課程、外国人キャリア形成プログラム認定校に適用

基準	項目	評価の指標
基準 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、学生、保護者等に説明し理解を促していること。
		②設定している目的及び目標に応じて、養成する人材像を明確にするとともに教育課程編成及び卒業認定の方針との関連性を明確にしていること。
基準 2 教育課程、教育の実施	1 教育課程の編成と授業科目	①教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。
		②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年 2 回以上開催していること。 【注）職業実践専門課程】
		③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が 300 時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられていること。
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注）職業実践専門課程】
	3 成績評価、単位・卒業認定	①授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っていること。
		②あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学修成果を達成した学生に対して卒業の認定をしていること。
基準 3 学生の受入れ 学生支援	1 学生の受入方針	①学校が定める理念、教育目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入方針を明確に示すとともに、入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。
	2 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
	4 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を

		行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	5 学生生活に関する支援	①留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
		②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
		③専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用していること。
基準 4 学修成果	1 学修成果目標の設定	①資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標を明確に設定していること
		②資格・免許の合格率・取得率や就職率（入学者就職率、卒業者就職率、求職者就職率、専門分野就職率等）について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っていること。
		③資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されていること。
	2 学修成果の把握	①学修成果の把握方法を教職員、学生に対して明確化して示していること。
		②資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組むこと
基準 5 教育実施組織 ・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。
		③学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。
	3 教員の資質の向上	①教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にを行っていること。 【注）職業実践専門課程】
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にを行っていること。 【注）職業実践専門課程】
		③教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
基準 6 教育環境	1 教育環境の整備	①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。 ②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営している

		こと。
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。
基準7 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
		②中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
		②職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制が明確であること。
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について継続する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。